

令和6年(ワ)第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 他15名

被告 東北電力株式会社 外9名

証拠説明書(2)

令和7年8月29日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

被告東北電力株式会社、同電源開発株式会社、同関西電力
株式会社、同九州電力株式会社、同中国電力株式会社、同
北陸電力株式会社、同北海道電力株式会社及び同四国電力
株式会社

訴訟代理人弁護士

吉原朋

同

高橋俊

同

泉篤志

同

丸山真司

同

中澤

同

森駿介

同 佐々木 智 生

同 宮 坂 智

同 鈴 木 莉 子

同（連絡担当） 小 林 郁 子

頭書事件につき、以下のとおり証拠を説明する。

なお、被告東北電力株式会社、同電源開発株式会社、同関西電力株式会社、同九州電力株式会社、同中国電力株式会社、同北陸電力株式会社、同北海道電力株式会社及び同四国電力株式会社が提出した書面で用いた略語は、本書面においても同一の意味を有するものとして用いる。

記

丁号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者 (※各証拠に 付されている 赤枠は被告ら 8社代理人に よる。)	立 証 趣 旨
19	判決（大阪 高等裁判所 令和7年4 月24日） 写し	R7.4.24	裁判長裁判 官本多久美 子 裁判官寺本 佳子 裁判官蛸名 日奈子	・裁判例において、原告らの人格 権侵害の主張に対し、地球温暖化 によって生命、身体、健康に被害 が生じる具体的危険が生じてい るとは認められないと判示され ていること等。 ・裁判例において、CO ₂ 排出量削 減のための方策は多分野にわた っており、CO ₂ 排出量削減の寄 与度やコストについても様々な とらえ方があり得るし、現実の電 力需要に見合う電力をどのよう な発電方法により調達するかは、 CO ₂ 排出量削減のみならず、政

					策的観点を含め様々な観点からの検討を要する事項であると判示されていること等。 ・裁判例において、CO₂はそれ自体が健康に悪影響を与えることが明らかであるような本来的に有害な物質ではなく、CO₂の排出及びCO₂の累積は、あらゆる生命活動、経済活動などに伴って発生するものであること、地球温暖化の被害は、地球全体のCO₂排出行為によってCO₂濃度が上昇して地球全体の温暖化が進行し、地球全体に影響を及ぼすことで生じるものであることからすれば、被告らのCO₂排出行為は民法719条1項後段の射程には含まれない旨判示されていること等。
20	第7次エネルギー基本計画（抜粋）	写し	R7.2	経済産業省	・同基本計画において、「再生可能エネルギー及び蓄電池によって火力を完全に代替することは難しい」ことを踏まえ、「火力全体で安定供給に必要な発電容量（kW）を維持・確保しつつ」「火力の脱炭素化について、技術開発やコストなどを踏まえて時間軸や排出量にも留意し、事業者の予見可能性を確保しながら進めていく」こと、非効率な石炭火力発電のフェードアウトについて「電力の安定供給の確保を大前提」としつつ推進するとの方針が示されていること等。 ・同基本計画において、水素やアンモニアの混焼又は専焼は、火力発電における脱炭素燃料として位置づけられていること等。 ・同基本計画において、CCSを含むCCUSは、「鉄、セメント、化学、石油精製等の脱炭素化が難しい分野や発電所等で発生したCO₂を地中貯留・有効利用することで、電化や水素等を活用した非化石転換では脱炭素化が難しい分野において脱炭素化を実現できるため、エネルギー安定供

					給、経済成長、脱炭素の同時実現に不可欠となっている。」とされていること等。
2 1 ー 1	CCS長期ロードマップ検討会最終とりまとめ	写し	R5. 3	経済産業省	同ロードマップにおいて、令和12年（2030年）までがCCS事業の普及・拡大に向けた「ビジネスモデル構築期」と位置付けられ、同年までの事業開始を目標とする「先進的CCS事業」を選定し、国による集中的な支援の対象とする旨が明記されていること等。
2 1 ー 2	CCS事業化に向けた先進的取り組み～2030年度までのCO ₂ 貯留開始に向け、設計作業等について9案件を候補として選定～	写し	R6. 9. 5	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	既に2030年までのCCS事業開始を目標とする「先進的CCS事業」として9案件が選定され、サプライチェーン上の各種課題の解決に向けた検討が進められていること等。
2 2	2021年度供給計画の取りまとめ（抜粋）	写し	R3. 3	電力広域的運営推進機関	同取りまとめにおける電力量は、運転コストが安いものから順に発電量を積み上げているため運転コストが相対的に安価な石炭火力の発電電力量が多く見積もられているという特定の前提・条件のもとで発電事業者が立てた計画に基づいて算出される電力量に過ぎないこと等。
2 3	2025年度供給計画の取りまとめ（抜粋）	写し	R7. 3	同上	同上
2 4	第6次エネルギー基本計画（抜粋）	写し	R3. 10	経済産業省	同基本計画は、徹底した省エネルギーや非化石エネルギーの拡大等、エネルギーの需給面における様々な課題が最大限に克服されたと仮定した場合のエネルギー需給の見通しを示すものであって、電力広域的運営推進機関による供給計画の取りまとめとはその性質が異なること等。

25	関西電力グループゼロカーボンロードマップ（抜粋）	写し	R6.4	被告関西電力	被告関西電力は、同ロードマップにおいて、「ゼロカーボン火力」や「CCUS」についての具体的な取組みを記載していること等。
26	関西電力グループ統合報告書2024（抜粋）	写し	R6	同上	被告関西電力は、同統合報告書において、ゼロカーボンへの具体的な取組みや進捗状況を記載していること等。

以 上